

広島県水道広域連合企業団測量・建設コンサルタント等業務における
最低制限価格制度事務取扱要綱

令和8年4月1日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第2条に規定する業務（以下「業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとして競争入札を行う場合の事務手続に関し必要な事項を定める。

第2章 入札手続き等

(対象業務)

第2条 最低制限価格制度の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、請負対象設計金額が5千万円未満の業務を対象とする。ただし、随意契約及び総合評価落札方式の業務は除く。

(最低制限価格の設定基準)

第3条 最低制限価格は、次の算式により得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

$$\text{最低制限価格} = (\text{最低制限価格基準額} \times \text{無作為係数}) \times 110 / 100$$

無作為係数は、電子計算機の乱数機能により無作為に算出される1から1.00500（少数第6位以下を切り捨てる。）とする。

2 前項の最低制限価格基準額の算定方法は、次の各号のとおりとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後の額が、測量業務については、当該業務の予定価格の110分の100に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合には当該業務の予定価格の110分の100に10分の8.2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と、当該業務の予定価格の110分の100に10分の6を乗じて得た額に満たない場合には当該業務の予定価格の110分の100に10分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務については、当該業務の予定価格の110分の100に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合には当該業務の予定価格の110分の100に10分の8.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と、当該業務の予定価格の110分の100に10分の6を乗じて得た額に満たない場合には当該業務の予定価格の110分の100に10分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、地質調査業務については、

当該業務の予定価格の110分の100に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合には当該業務の予定価格の110分の100に10分の8.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と、当該業務の予定価格の110分の100に3分の2を乗じて得た額に満たない場合には当該業務の予定価格の110分の100に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を最低制限価格基準額とする。また、最低制限価格基準額に無作為係数を乗じた額に1円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 測量業務

最低制限価格基準額＝直接測量費＋測量調査費＋a

a：対象業務の諸経費×50%（1円未満の端数は切捨て）

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

最低制限価格基準額＝直接人件費＋特別経費＋a＋b

a：対象業務の技術料等経費×60%（1円未満の端数は切捨て）

b：対象業務の諸経費×60%（1円未満の端数は切捨て）

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

最低制限価格基準額＝直接人件費＋直接経費＋a＋b

a：対象業務のその他原価×90%（1円未満の端数は切捨て）

b：対象業務の一般管理費×50%（1円未満の端数は切捨て）

(4) 地質調査業務

最低制限価格基準額＝直接調査費＋a＋b＋c

a：対象業務の間接調査費×90%（1円未満の端数は切捨て）

b：対象業務の解析等調査業務費×80%（1円未満の端数は切捨て）

c：対象業務の諸経費50%

(5) 補償関係コンサルタント業務

最低制限価格基準額＝直接人件費＋直接経費＋a＋b

a：対象業務のその他原価×90%（1円未満の端数は切捨て）

b：対象業務の一般管理費×50%（1円未満の端数は切捨て）

3 対象業務が、第2項各号に掲げる業務のうち、異なる2以上の区分に係る業務から構成されるものである場合の第2項の規定の適用に当たっては、当該区分ごとにこれらの規程により額を算定するものとし、これらの額を合算した額をもって当該業務の最低制限価格の基準額とする。

(調書の作成)

第4条 前条により最低制限価格を設定したときは、予定価格調書に記入するものとする。

(入札の執行)

第5条 第3条の規定により最低制限価格を設定した場合においては、最低制限価格に

満たない価格で申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。